

平成 29 年度「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」公募要領

1. 事業名

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

2. 事業の趣旨

近年の科学技術の進展等に伴い産業界で必要な専門知識や技術は高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が発展している。

これに対応するため、高等学校（専攻科を含む）及び中等教育学校の後期課程の職業教育を主とする学科など（以下「専門高校等」という。）において、大学・研究機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図るものである。

3. 事業の概要

(1) 事業概要

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫の教育課程の研究や大学、研究機関、企業等と連携し、先進的な卓越した取組を行う専門高校等をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定し、実践研究を行うことで、上記趣旨の達成に必要な専門高校等に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得る。

(2) 事業内容

ア 専門高校等における職業教育の在り方や専門高校等と関係機関との連携の在り方を探るため、以下の(ア)～(エ)に掲げる事項について、研究開発を行う。

※ 各事項に示した例示以外の取組を行うことも可能。

※ 課題やニーズについて明確に説明すること。

(ア) 専門性の深化を図る先進的な取組

(例) ○大学等との円滑な接続のために、大学等と共同で行う教育課程の編成

○専攻科を活用した一貫教育課程の編成

○高度な資格取得のための新たな取組

○産業界と連携した高度な知識・技術・技能の習得、創造的な能力と実践的な態度の育成に係る取組

○熟練技能者・企業技術者等による実践的な学習活動の実施

○最先端の研究指導

○実践的で高度な技術指導

○長期の就業実習 等

- (イ) 新たな課題（社会的ニーズ）に対応した人材育成の取組
（例）○各産業のグローバル化に資する人材育成の取組
○学校を核とした地域活性化に資する人材育成の取組
○経営感覚に優れた人材や起業家精神を育成するプログラムの検討
○国や地域の産業政策等と連動した人材育成の取組 等

- (ウ) 高等学校学習指導要領に基づいた先進的な取組
（例）○高等学校学習指導要領において新設された科目の指導方法や教材の開発等

- (エ) (7)～(ウ)のほか、第一線で活躍する専門的職業人の育成に係る取組で教育上の高い効果が説明できるもの

イ 上記の研究開発を行うに当たり、複数の大学学科が連携して取り組む場合には、以下の点に留意し、先導的な取組を可能な限り行うこと。

- 各大学学科の取組が有機的に連携し、一貫性のある研究計画であること
○複数の大学学科が連携して取り組むことにより、相乗的な成果が期待できるものであること

ウ 上記の研究開発を行うに当たり、地域における教育の重要な役割を担う機関として、地域の他の学校と連携・協力をし、先導的な取組を可能な限り行うこと。

- (例) ○小・中学校に対する支援（児童生徒の指導、教員への支援 等）
○普通科、総合学科等へのものづくり・技術教育の支援(学習面・指導面)
○取組成果の地域社会への還元

エ 事業の趣旨を踏まえ、研究開発は、以下の点に着目し、他の学校の先例となることが期待できるような先進的・先導的な職業教育に関する取組で教育課程の編成に関するものとする。

- 教育課程上の位置付けの在り方（現行教育課程に位置づけて実施するのか、新たな科目を設定するのか、教育課程外に位置付けた方がいいのか 等）
○主として専門学科において開設される各教科・科目（又は専門教育に関する各教科・科目）で扱う内容と各学科に共通する各教科・科目（又は普通教育に関する各教科・科目）で扱う内容とを関連づけた指導の在り方
○設備、副教材の在り方
○学校内の教育面での役割分担の在り方
○学校と関係機関の連携・役割分担の在り方
○生徒の安全配慮の在り方 等

オ 事業目的の達成度を検証するために、研究開発計画を立てる際には、①現在の課題、②研究の目的（どのような人材を育成するのか等）、③研究の達成目標、④目標を達成するための内容・方法を明確に定めることとする。

その際、この研究開発を通じて得られた教育上の成果及び波及効果を分かりやすく把握・説明できるように、生徒や教員、地域社会に対しての意識調査や実態調査等を行い、以下のような観点から適切に評価し、事業目的の達成度を検証すること。

- (例) ○生徒の理解・習熟、学習成果の状況
○生徒の職業観・勤労観、職業人としての倫理観、主体的な職業選択能力、

コミュニケーション能力等の育成状況
○学校の活性化、地域の職業教育や地域の振興への波及効果 等

(3) 事業の実施期間

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定期間は、原則として3年（専攻科を含める場合は最長5年）とする。

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、委託契約は年度ごとに締結するものとし、契約期間は、委託を受けた日から当該年度の3月15日まで（3月15日が行政機関の休日に当たる場合には直前の開庁日まで）とする。

(4) 実施規模

・指定学校数 : 8~10校程度

・1企画提案あたり委託費 : 初年度800万円程度上限

※原則として設備備品費は初年度に計上することとし、2年目以降は400万円程度を上限に研究計画を立てること。ただし、採択後において、各年度の予算の状況により、2年目以降の予算額は変動する可能性がある。

4. 公募の対象

専門高校等の管理機関（学校が国立の場合は当該学校を設置する国立大学法人、公立の場合は当該学校を所管する教育委員会、私立の場合は当該学校を設置する学校法人）を対象とする。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 応募方法等

(1) 提出書類

別紙様式1（企画提案書（別紙1-3含む））を提出すること。また、審査等を円滑に進めるため、別紙様式2（関連施策概要）、別紙様式3（企画提案書の概要）、最新の学校案内・要覧、契約希望時期を示す資料（※）を提出すること。

※当該事業は予算上、「（目）委託費」により国から経費を支出することになるので（原則精算払）、地方公共団体において事業実施に必要となる予算化の見込み時期を踏まえた契約希望時期について、別紙（様式自由）に記載し、企画提案書と併せて提出すること。

(2) 作成方法

- ・所定の様式により作成すること。
- ・用紙は全てA4判とすること。

- ・応募様式の電子媒体は公募情報サイトからダウンロード可能であるが、ダウンロードによる入手が困難な場合は、メール返信により提供するので、件名を「SPH 様式希望：応募者名」とした電子メールを初等中等教育局高校教育改革 PT/児童生徒課産業教育振興室産業教育係（sansin@mext. go. jp）宛に送信すること。
- ・正常に印刷されることを確認しておくこと。
- ・書類の記入は日本語及び日本通貨で記載すること。
- ・別添資料を添付する場合は、以下のいずれかのアプリケーションソフトで読み込み可能な形式とすること。

Microsoft Word 2010、Microsoft Excel 2010、Microsoft PowerPoint 2010
ジャストシステム 一太郎 Government 6、Adobe Reader X

(3) 提出方法等

(7) 提出者

- ・研究開発実施校が公立学校の場合
都道府県又は政令指定都市が設置する学校である場合には所管の教育委員会から、それ以外の学校の場合には所管の教育委員会から都道府県教育委員会を經由して提出すること。
- ・研究開発実施校が私立学校の場合
設置者の学校法人から都道府県の知事部局を經由して提出すること。
- ・研究開発実施校が国立大学法人附属校である場合
設置者の国立大学法人から提出すること。

(4) 提出方法

- ・(1) に示す応募書類を紙媒体及び電子媒体（電子媒体は別紙様式 1～3 のみ）により提出すること。
- ・紙媒体の提出部数は 12 部とする。ただし、学校案内・要覧は 3 部とする。
- ・電子媒体は
 - ①別紙様式 1～3 を様式番号順にして 1 つの PDF ファイルにまとめたもの
 - ②PDF 化せずに個別ファイルを 1 つのフォルダにまとめたもの
 の両方を、CD-R に保存又は電子メールにて提出すること（「誓約書」は提出不要）。
 - ※①のファイルの名称は次のとおりとすること。
H29SPH（【学校名】）企画提案書等一式
（例）H29SPH（〇〇県立〇〇高校）企画提案書等一式
 - ※②のフォルダの名称は次のとおりとすること。
H29SPH（【学校名】）企画提案書等
（例）H29SPH（〇〇県立〇〇高校）企画提案書等
 - ※CD-R 本体のラベル表紙には、「〇〇県教育委員会（H29SPH）企画提案書等」などと印字又は記載すること。
 - ※E メールにて送付する場合、Eメールの件名は以下のとおりとすること。
H29SPH 企画提案書等提出（【応募者名】）
（例）H29SPH 企画提案書等提出（〇〇県教育委員会）
- ・事故等による書類の不達については、文部科学省は一切の責任を負わない。
- ・書類受領後 3 開庁日以内に、文部科学省より申請者に対して電子メール（電子メールがない場合は電話）により受領確認を送信する。そのため、発送後 5 日を過ぎても受領確認がないときは、電話にて問合せをすること。

(ウ) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT/児童生徒課産業教育振興室産業教育係
「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」担当 宛

E-mail : sansin@mext. go. jp

(エ) 提出締切

以下の期限を過ぎた場合は受理しない。

平成29年2月17日(金)18時必着

(オ) その他

- ・応募書類に不備がある場合は、審査対象としない。
- ・書類を当方が受領した後の修正・差し替えは認められない。
- ・応募書類は企画評価会議委員及び本件業務関係者に開示する。なお、必要に応じて一般公開または特定の者への開示を行うことがあり、公開にあたって発生し得るリスクについては企画提案者が負うものとする。
- ・審査結果に関わらず、応募書類は返却しない。また、応募書類の作成費用については、審査結果に関わらず企画提案者の負担とする。
- ・審査終了後、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備しておくこと。
 - 事業計画書（別紙1-3含む）
 - 所要経費の積算根拠資料（人件費・謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
 - 銀行振込依頼書

7. 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等をもとに、文部科学省に設置するスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール企画評価会議において選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

8. 誓約書等の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添様式）を提出しなければならない。

(2) (1)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とする。

(3) (1)及び(2)は、国立大学法人及び地方公共団体には適用しない。

(4) 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出するこ

と（地方公共団体は除く）。

9. 契約締結

選定の結果、内定者と事業計画書を基に契約条件を調整するものとし、必要に応じて事業計画書の内容を修正する。修正後の事業計画書をもとに契約を行う。なお、契約金額については事業計画の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合意に至らない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

10. スケジュール(予定)

下記スケジュールは予定であり、変更されることがある。

時 期	スケジュール
公募開始日から約1か月間	公募期間
平成29年3月上旬～中旬	審査
平成29年3月下旬	内定、契約内容調整開始
平成29年4～5月 (平成29年度予算成立後、順次)	委託契約（事業開始） ※ただし委託先の予算成立状況に連動する
平成29年6月	連絡協議会（研究開発の進め方等の説明等）
平成30年1～2月	次年度継続審査
平成30年3月15日	事業終了 文部科学省へ事業完了報告書等を提出
平成30年4月	額の確定、委託経費支払

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意のこと。再委託先がある場合は、この旨再委託先にも十分周知のこと。

11. その他

当該公募は平成29年度予算成立を前提としたものであり、予算の成立状況によっては、スケジュールの大幅変更、予算額の変更などもありうることに留意すること。

研究開発実施校が、「研究開発学校」等の文部科学省が実施する研究指定事業に指定されている又は新規指定に係る募集に応募する予定がある場合は、その旨を別紙（様式自由）に記し、併せて提出すること。

なお、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定を受けた学校等は、同時に上記事業の指定を受けることはできないので留意すること。

関係法令を遵守した上で、研究計画の立案及び実施に当たること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定については、認定の取消などによって申請時と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT/児童生徒課産業教育振興室産業教育係まで届け出ること。

12. 問合せ先

文部科学省 初等中等教育局 高校教育改革PT/児童生徒課 産業教育振興室 産業教育係
「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 文部科学省

電話 : 03-5253-4111 (内線 2904)

E-mail : sansin@mext.go.jp

(注) Eメールでの問合せにあたっては、件名を「SPH問合せ【応募者名】」として送信すること。

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール審査基準

1 採択案件の決定方法

申請された事業内容について審査を行い、事業の予算の範囲内で、合計得点及び企画評価会議委員の付した意見や地域のバランス等を総合的に勘案して決定する。

2 審査方法

申請された企画提案書等に基づき、文部科学省に設置したスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール企画評価会議において、委員が審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に事業内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3 評価方法

- (1) ①～④の評点を2倍した値と⑤～⑨の評点を合計したものを各企画評価会議委員の評点とする。
 - ・①～④の審査項目については【評価基準1】のとおり5段階評価とする。
 - ・⑤～⑧の審査項目については【評価基準2】のとおり3段階評価とする。
 - ・⑨の審査項目（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価）については【評価基準3】の該当する認定等の中で最も配点の高い区分により評価を行う。
- (2) 各企画評価会議委員の評点の平均を申請校の得点（53.5点満点）とし、委員が別途付した意見も総合的に勘案して評価を行う。
- (3) 「学科連携による実施」を希望する申請校の審査については、
 - ・他学科との連携が、各学科の教育の一層の充実に繋がっているか
 - ・学科間の十分な連携体制ができているか
 - ・各大学科の取組が有機的に連携し、一貫性のある研究計画となっているか
 - ・連携して取り組むことにより相乗的な成果が期待できるかという点にも留意した評価を行う。
- (4) 合計得点が20点以下の場合は採択しない。

【審査項目】

- ① 地域の実情、特色、職業教育のニーズ等を反映した専門性の深化を図る先進的な新規性ある取組又は新たな課題（社会的ニーズ）に対応した人材育成のための取組となっているか
- ② 研究目標や育成すべき人材像が明確で、開発すべき人材育成プログラム（カリキュラム）に反映されているか
- ③ 関係機関や産業界、他の学校種等との連携体制はできているか
- ④ 事業による効果や年次的な達成度が定性的・定量的に評価・検証できるようになっているか
- ⑤ 研究計画や所要経費は妥当かつ具体的で、実現可能なものとなっているか、また、限られた予算（経費）の中で最大の効果が得られるような提案内容となっているか
- ⑥ 委託事業終了後も自主的・自立的に研究を継続・発展していけるか
- ⑦ 他校・他地域でも成果を活用・実践できるような内容か
- ⑧ 全国への普及方策が的確に計画されているか
- ⑨ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか

【評価基準 1】

- 5：非常に優れている
- 4：優れている
- 3：妥当である
- 2：やや不十分である
- 1：不十分である

【評価基準 2】

- 3：優れている
- 2：妥当である
- 1：不十分である

【評価基準 3】（最大 1.5 点）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5 点
- ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1 点
- ・認定段階 3＝1.5 点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2 点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝0.5 点
- ・プラチナくるみん認定＝1 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1 点

○上記に該当する認定等を有しない＝0 点

※なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。